

(イ) 生産高 (二五六一年)

兩園合計

五、〇〇〇ピク

七三〇トン

(二六一二原納)

海軍

セレベス民政部機密第二〇號

昭和十八年二月二日



海軍省南方政務部長 殿

南西方面艦隊
セレベス民政部長官

敵産農園ノ委託經營ニ關スル件

管内セレベス島パロポ副分州ラマシー及タレンヂニ敵産農園ノ經營ニ
關シ別紙ノ通り三井物産株式會社ヲシテ委託經營セシムルコトト相成
候條此段及報告候也

寫送付先 海軍經理部マカツサル支部長

(昭和一六真谷納)

セレベス民政部一八農機密第二〇號

三井物産株式會社
マカツサル支社長 峰 秀 樹

管内南部セレベス州ルウ分州バロボ副分州ニ於ケルラマシ農園及タ
レンヂ農園ノ二敵産農園ノ經營ヲ其社ニ委託スルニ付別紙指示事項ニ
準據シ之ガ經營ニ當ルベシ

昭和十八年二月二日

海軍セレベス民政部長官

(昭和一六農機密)

敵産農園ノ委託經營ニ關スル指示事項

- 一、敵産農園ノ經營ニ關シテハ國營ニ依リ行フ可キ所ナルモ差當リ其社ニ於テハ眞ニ國家ノ代行機關タルノ使命ト榮譽トヲ確認シ誠意之ガ經營ニ從事シ以テ國家ノ要請ニ應フベキコト
- 二、經營ニ關シテハ責任者ヲ定メ民政部（出張所ヲモ含ム）トノ連絡ノ下ニ速カニ所要ノ陳容ヲ整備シ運營ヲ圖ル様措置スベキコト
- 三、經營ハ會社ノ計算ニ於テ之ヲ爲スコト
經營受託ノ際ニ於ケル現狀施設其他一切ノ財産帳簿ヲ作製提出シ民政部ノ承認ヲ受ケルト共ニ爾後財産ノ變動ヲ明確ナラシメ置クコト
- 四、會計ハ其ノ社ノ他ノ事業ト切離シタル特別會計トシ投資及經營ノ收支ヲ常ニ明確ナラシメ置クコト
- 五、時々事業經營ニ關スル報告ヲナスト共ニ毎月末日締切ヲ以テ速カニ會計報告ヲ爲スベキコト

(昭和一六農機密)

利益金ノ處分ハ民政部ノ承認ヲ得テ之ヲ爲スベキコト
 六、其社ノ經營ニ不都合ノ廉アリタル場合又ハ民政部ノ都合ニ依リ其ノ委託經營ヲ取消スコトアルベシ
 但シ民政部ノ都合ニ依リ取消ス場合ニ於テハ民政部ハ特ニ補償ノ責ニ任ゼザルモ其ノ社ノ既投資ニ付テハ經營ノ實績ヲ勘考シ妥當ナル許價ヲナシ處理スベキコト
 七、前條各號ノ外民政部ノ指示スル所ニ依ルベキコト

(昭和十六年八月)

- 一、ラマシイ農園 (ゴム園)
- 一、所在地 パロポ北方一四軒
- 二、沿革 一九二〇年開園セラレドイツ人キドウルレンガ支配人トナル
- 一九四〇年五月ヨリインドネシアマハマツドラジテ代行セシメ今日ニ至ル
- 三、面積 總面積 一、〇三八 陌 植付面積 四一三 陌
- 四、樹木數 採取可能數 五六、八〇〇本 (一九二五年迄植付ノ分) 採取未可能數 四三、〇〇〇本 (一九三七年―一九三九年植付) 本年採取見込數 六〇、〇〇〇本
- 五、生産量 昭和十七年 一三〇 吨
- 六、工場施設 乾室能力 一日 〇、八 吨

(昭和十六年八月)

二、タレンヂヤシ、ゴム農園

一、所在地 パロボーマリリ街道 パロボヨリー三〇軒

二、沿革 一九四〇年迄ドイツ人ノ經營ナリシヲオランダ政府接
收管理シアリタリ開園ハ一九二〇年

三、面積 植付面積 ゴム 三七五 陌
ヤシ 一〇五 陌

四、植付本數 ゴム 一四三、七四三本
ヤシ 九、〇〇八本

五、生産量 ゴム、不詳ナルモラマシイ農園ト比較スルトキハ約二
五〇噸可能ナラン
ヤシ、 月二〇、〇〇〇一三五、〇〇〇ケ

(昭和一六年谷納)

南方政務部長 殿

二月二十四日 送付

(二六一二原特) 18.3.15

セレベス民政部經機密第九六號

昭和十八年二月二十六日

海軍セレベス民政部政務部長

八田 雄 殿

石灰石、磁石探派ニ關スル件通知

首題ノ件別紙ノ通り許可相成候條許可證及送付候

「寫送付先」

南方政務部長
民政府總務局長

持合ホー一様 葛野 了人

海軍

(六十二原稿)

許可證

セレベス鐵業所長

八田 祐雄

右者ボマラ嶺山製煉所用トシテ石灰石（シリヤ地方）及珪石（バランガ地方）ヲ探採スルコトヲ許可ス

但シ樹木ノ伐採其ノ他ニ關シテハ關係廳ト充券ノ連絡ヲ圖ルベシ

昭和十八年二月二十二日

南西方面艦隊セレベス民政部長官

海軍

海軍省南方政務部長

一月二十一日送付

六十二民政政務部第二群一五

部長

南	方	政	務	部
長	官			
副	長			
一	八	年	二	月
十	八	日		

南西方面艦隊民政政府總監 殿

セレベス 民政部長官

新聞事業許可ニ關スル件報告

株式會社毎日新聞社セレベス代表大森富ヨリ昭和十七年十二月二日附ヲ以テ標記許可申請アリタルヲ以テ別紙ノ通條件ヲ附シ許可致候

(別紙添)

本件寫送付先 海軍省南方政務部長

(終)

(昭和一六農務部)





別紙

昭和十七年十二月七日

株式会社毎日新聞社經營
セレベス新聞社
代表者 大森 富

昭和十七年十二月二日申請ニ係ルセレベス民政部管内新聞事業經營ノ件
左記ニ依リ許可ス

記

- 一、事業主 セレベス新聞社 代表者 大森 富
- 二、事業内容
 - (イ) 新聞紙ノ發行
發行主体ヲセレベス新聞社トシ、マカツサル市及メナド市ニ於テセ
レベス新聞、プワルタセレベス及各メナド版ノ發行

(昭和一六萬番)

(ロ) 印刷事業

官公衙及一般ノ依頼ニ應ジ印刷設備ヲ利用スル各種印刷物ノ印刷事業

- (イ) 新聞社ヲシテ行ハシムルヲ得策トスル宣傳啓發其ノ他ノ文化事業
- 三、事業經營上ノ遵守事項

(イ) 報道ニ關シテハ現地軍政當局ノ指示ニ從ヒ占領地ノ統治開發ヲ容易ナラシメ原住民ヲシテ積極的ニ大東亞戰爭ニ協力セシメ併セテ國民ヲシテ占領地ニ對スル正當ナル認識ヲ得シムルヲ以テ主眼トスルコト

(ロ) 記事取材ノ方法ニ關シテハ其ノ重要ナル事項(例ヘバ無線通信ノ使用、通信員ノ駐在地點等)ハ擔當官署ノ指示ヲ受クルコト
(イ) 事業經營ニ關シテハ新聞報國ノ信條ヲ根本トシ營利ニ流レズ而シテ損失ノ減少ニ努メ三ヶ月毎ニ經營内容ヲ報告スルト共ニ重要ナル

(昭和一六萬番)

營業上ノ企畫方針ハ擔當官著ノ指示ヲ受クルコト
(一) 事業内容中ノイノ事業（例ヘバ雜誌圖書ノ出版、其ノ他ノ文化運動並ニ事業）ニ關シテハ着手前必ズ擔當官署ノ指示ヲ受クルコト
(二) 其ノ他昭和十七年十一月十二日附海軍大臣官房機密第一一九九六ノ二號示達ノ趣旨ニ依ルコト

(昭和十六年答申)

事業許可申請

別紙事業計畫書ニ基キセレベス島地區ニ於ケル新聞發行並ニ印刷文化宣傳事業及ヒ附帶諸事業ヲ開始致シ度ニ付キ御許可被成下度此段及御願候也

昭和十七年十二月二日

株式會社毎日新聞社
セレベス代表 大森 富

セレベス民政部長官
數 藤 鐵 臣 殿

(昭和十六年答申)

セレベス民政地區ニ於ケル新聞並ニ印刷
文化事業實施要綱

一、目的

中央並ニ現地軍當局ノ命令指導ニヨリ「セレベス」全地區ニ於ケル
文化戦線ノ主力トシテ新聞、雜誌、書籍ノ發行並ニ印刷業務ニ任ジ
以テ大東亞共榮圈理念ノ浸透ヲ期シ征戰完遂ニ資ス

二、實施方針

「セレベス」海軍民政部管理ノ「セレベス」印刷所及ビ「メナド」
民政支部管理ノ印刷所ノ讓渡ヲ受ケ且ツ軍命令ニヨリ其他ニアル既
存設備ヲ買収又ハ接收シテコレヲ同一事業主ノ經營下ニ統合ス

三、事業主

中央並ニ現地軍ノ命ニヨリ事業主ヲ株式會社毎日新聞社トシ當地區
ニ於ケル經營主体ヲ「セレベス新聞社」ト稱ス

(昭和一六年春)

四、事業内容

マカッサル

(イ) 邦字新聞「セレベス新聞」發行

日刊朝刊紙 標準型 平日二頁、日曜祭日休刊
一ヶ月定價 一圓五十錢

(ロ) 必要ニ應ジ邦字紙ノ一部ニ華字欄、土語欄モ漸時設置ノ予定
馬來語新聞「ブワルタ、セレベス」ノ發行

日刊朝刊紙 サンデー型平日四頁、日曜祭日休刊
一ヶ月定價 七十五錢

メナド
コノ内一部ハ日本語普及ノタメノ假名文字頁トス

(イ) 邦字新聞「セレベス新聞メナド版」ノ發行
日刊朝刊紙 サンデー型二頁 日曜祭日休刊

(昭和一六年春)

一ヶ月定價 壹圓

當分ハ「ガリ」版ニテ發行

(ロ) 馬來語新聞「ブワルタ、セレベス、メナド版」ノ發行
 日刊朝刊紙 サンデー型平日四頁 日曜祭日休刊
 一ヶ月定價 壹圓

狀況ニヨリ邦字、馬來語ヲ併合發行ヲ考慮中

マカツサルトメナドノ馬來語紙定價ニ等差ヲ付シタルハ智識ト
 民度ノ相違ヲ考慮シタルモノニシテ將來ハメナドノ基準ニ統一
 スル方針ナリ

雜誌、書籍ノ發行

(イ) 「セレベス」島一般大衆ノ啓發向上ニ資スベキ雜誌、圖書ヲ定
 期又ハ隨時發行

(ロ) 印刷業務

(昭和一六島谷新)

軍、官、民各方面ニ於テ必要トスル各種印刷物、パンフレット其
 他一般印刷業務ヲ行フ

(イ) 寫眞畫報ノ發行

(ニ) 日本文化ノ紹介ヲ目的トスル各種事業

(ホ) 東亞共榮圈理念浸透ニ資スル適當ナル文化運動及ビ施設ノ樹立
 原住民ノ指導啓發ヲ目的トスル各種事業

(ロ) 附帶事業トシテ學術文藝ノ向上ヲ圖ルタメ内外各種ノ參考書籍、
 雜誌及ビ資材ノ供給

五、設 備

(イ) 民政部ヨリ讓渡ヲ受ケタル「セレベス」印刷所及ビ「メナド」
 民政支部印刷所ヲ新聞發行印刷ノ本據トシ更ニ其設備ヲ擴充整備
 ス

(ロ) 邦文活字ハ新聞、雜誌、書籍ニ共用ノモノタリ得ル九ポイント

(昭和一六島谷新)

ヲ基本トシコレニ調和スルモノ大小數種ヲ設備スル事
 整備マデ暫定的ニ現在ノ活字ヲ使用ス
 (イ) ラジオ、無線電信、電話ノ設備ヲ増強スル事
 作戦上ノ必要ナキニ至リタル場合ハ無電ノ使用許可願ヒタシ
 (ニ) ニュース蒐集及ビ文化事業用ノ自動車及ビ新聞雜誌輸送普及用
 ノ運搬設備ヲ擴充ス
 (ホ) 従業員ノタメ一定ノ宿舍ヲ設置スル必要アリ、資材ノ割當ヲ受
 ケ之ニ充ツル事
 (ハ) 日本人従業員ノ心身ヲ練磨シ併セテ原住民住業員ノ指導練成ヲ
 圖ルタメ適當ナル道場ヲ設置スルコト
 六、經 理
 本事業經營ニ關スル資金ハ總テ軍當局並ニ大藏省ノ許可ヲ受ケ南方
 開發金庫ヨリ融資ヲ受クルモノトス

(昭和一六年春)

創業ニ要スル費用及ビ經營ニ關スル收支計算ハ左ノ通り見込ム

(イ) 創業費 二〇〇、〇〇〇圓

(ロ) 收支計算

營業收入(一ヶ月)	一四、〇〇〇圓
内 譯	
販賣收入	七、五〇〇圓
印刷收入	六、〇〇〇圓
廣告收入	五〇〇圓
經費支出(一ヶ月)	六〇、六八七圓
内 譯	
従業員給料	二〇、〇三八圓
同諸手當	一八、九四九圓
新聞原料費	三、五〇〇圓

(昭和一六年春)

通信費	七、〇〇〇圓
旅費	一、〇〇〇圓
營業費	四、〇〇〇圓
事業費	一、〇〇〇圓
豫備費	一、〇〇〇圓
印刷材料費	四、二〇〇圓
差引缺損金	四六、六八七圓

但シ當分ノ間ハ豫定ノ收入ヲ得ル事困難ナリ
 以上ノ如キ缺損金ヲ生ズルモ今後讀者ノ獲得ニヨル增收、附帶事
 業ノ收入増加、邦人従業員ノ原住民轉換ニヨル人件費ノ減少等ニ
 ヨリ逐時缺損金ノ減少ニ努力スルモノトス

七、役員及従業員

(イ) 役員幹部

(昭和一六年資料)

社員	大森富
支配人	山本耕三
編輯長	水野可寛
總務部長	水谷温
馬語紙編輯長	近藤三郎
幹部	三
従業員	五十六名
編輯	九十名
業務	百三名
工業	百三名

將來機構ノ整備ヲ待チ減員ノ用意アリ

八、用紙及ビ資材
 用紙並ニ印刷用諸資材ニシテ「セレベス」島民政区内ニ現存スル敵産
 ハ擧ゲテ本事業ニ提供ヲ受クル見込

(昭和一六年資料)

尙地區内ニ於テ用紙ノ生産ヲ期スル事

現地ニテ調達可能ナル資材ニ就テハ民政部ヨリ配給ヲ受クルモノトス

内地ニ依存スベキ資材ニ就テハ日本新聞會ノ斡旋ニヨリコレガ輸送ハ軍ノ援助ヲ受クルモノトス

九、取材本法

(イ) 内外ニユース

毎日本社ニテ蒐集セルニユース中本地区ニ必要ナルモノヲ電報電話及ビ海軍定期飛行便ニヨリ入手同盟通信ノ外J O A Kノ海外放送傍受

(ロ) 無電使用可能ノ時期ニ到達スレバ「東京」「上海」「マニラ」「昭南」「ラングーン」「バンコック」「ジャカルタ」「スラバ

ヤ」等ノ本社通信網ヨリ受信

(イ) 「マカツサル」ノニユース
軍官衙發表

「セレベス」新聞社記者ニヨル取材

(ロ) 文化的記事原住民指導の記事ハ民政部、民政部ヨリ供給ヲ受ク
地方ニユース

民政支部及出張所ノ發表

地方駐屯部隊ヨリノ報告

地方人ヨリノ報告及情報

(ハ) 「メナド」方面ノニユースハ同地支社ヲシテ蒐集セシム

(ニ) 其他ノ「セレベス」島内地方ニ於テハ漸次通信網ヲ擴充ス

(フ) 「ボルネオ」及ビ「セラム」兩島ニ於ケルニユースハ民政部情報課ヨリ提供ヲ受ク

(リ) 「バリ島」及「小スンダ列島」ノ通信施設ハ追ツテ考慮ス

十、新聞及ビ刊行物ノ普及方法

新聞ニヨル軍命令ノ徹底、文化ノ昂揚、思想ノ善導等ノ大目的完遂ノタメニハ新聞雜誌、書籍ノ普及徹底ヲ圖ラザルベカラズ、從ツテソノ普及方法ハ積極的ニ行ハントス

(イ) 「マカツサル」市内ハ區長、同市以外ハラジャノ協力ヲ受ケテソノ普及徹底ニ努ムル外ニ直營販賣店、地方販賣網ヲ確立ス

(ロ) 「アナド」モ同上ノ方法ニヨル

(ハ) 民情ニ適合スル増紙計畫ヲ樹立シテ各紙ノ浸透普及ヲ圖ル事

(ニ) 軍、官、在留邦人ニ對シテハ邦字紙及ビ馬來語紙ノ義務併讀制ヲ原則トセラレタキ事

(ホ) 原住民特有ノ射倅心ヲ利用シ隨時紙上懸賞、投票等ヲ行フ事

(ヘ) 常ニ各種ノ事業ヲ計畫シ讀者ヲシテ新聞ニ對スル關心ヲ深ムル事

(昭和一六年發行)

(ト) 第一期計畫目標トシテ左ノ通り見込ム

邦 字 紙	マカツサル	一、〇〇〇部
メ ナ	メ ナ	二〇〇部
馬來語紙	マカツサル	四、〇〇〇部
メ ナ	メ ナ	四、〇〇〇部

以 上

昭和十七年十二月五日

(昭和一六年發行)

海軍

セレベス新聞社創業明細	
創業費	金 貳拾萬盾也
内訳	
活字鋳造設備費	金 貳萬盾也
印刷機械費	金 五萬盾也
活字母型費	金 壹萬盾也
活字費	金 五萬盾也
地金費	金 壹萬盾也
工場設備費	金 壹萬盾也
創業赴任旅費	金 貳萬盾也
活字ケース臺	金 五萬盾也
什器機具費	金 參千盾也
寫真製版設備費	金 壹萬五千盾也

(昭和十六年)

海軍

寫真暗室設備費	金 七千盾也
合計	金 貳拾萬盾也

(昭和十六年)

海軍

一、金拾八萬六千七百四拾八盾也（自昭和拾七年拾貳月至昭和拾八年參月）

經常費明細
內譯

收入計	金壹萬四千盾也
販賣收入	金七千五百盾也
印刷收入	金六千盾也
廣告收入	金五百盾也
支出計	金六萬六千八百八拾七盾也
從業員給料	金貳萬參拾八盾也
同諸手当	金壹萬八千九百四拾九盾也
新聞原料費	金參千五百盾也
通信費	金七千盾也
旅費	金壹千盾也

（昭和十六年度）

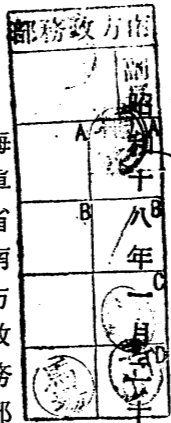
營業費	金四千盾也
事業費	金壹千盾也
豫備費	金壹千盾也
印刷材料費	金四千貳百盾也
差引缺損金	金四萬六千六百八拾七盾也

以上

（昭和十六年度）

部長

セレベス民政部一八農機密第 号ノ一



海軍省南方政務部長 殿

セレベス・民政部長 官



敵産農園委託經營ニ關スル件通牒
首題ノ件ニ關シ管内プートン島所在別記敵産貳農園ノ經營ヲ一月二十
六日附ヲ以テ別紙寫ニ依リ鳳政産業株式會社ニ委託セシメ候條此段及
通牒候也

(終)

(昭和一九四五年)

記

一、農園名

農園名	場所	元所 屬	植付樹木種類
1、ホツキシス農園	プートン タンブナベレ	ホツキシス所有 (瀛州人)	椰子、チーク
2、 エヌ、ツイ、カルチニア マスカツビー農園 (トヘア農園)	プートン島 トヘア	エヌ、ツイ、カルチニア マスカツビー	椰子、ゴム、マン グロップ 其他

(二六一二 原簿)

海軍



セレベス民政部一八號機密第三號

鳳茂産業株式會社
代表取締役 小川 平三

指 令 書

セレベス民政部管内ブートン島所在ホツキンス農園及エヌブイカ
ルチユア、マスカツピー農園ノ經營ヲ其ノ社ニ委託スルニ付別紙
指示事項ニ準據シ之カ經營ニ當ルベシ

昭和十八年一月二十六日

セレベス民政部長官
數 藤 鐵 臣

海 軍

(二四一〇原稿)

指 示 事 項

- 一、敵産農園ノ經營ニ關シテハ國營ニ依リ之ヲ爲スベキ所ナルモ差
當リ其社ヲ指定シ之カ經營ニ當ラシム
其社ニ於テハ眞ニ國家ノ代行機能的使命ト榮譽ヲ確認シ誠意之ガ
經營ニ從事シ以テ國家ノ要請ニ應フベキコト
- 二、經營ニ關シテハ責任者ヲ定メ民政部ト連絡ノ下ニ速ニ所要ノ障
容ヲ整備シ運營ヲ開始スル様措置スベキコト
- 三、經營ハ會社ノ計算ニ於テ之ヲ爲スコト
經營受託ノ際ニ於ケル現狀踏査其ノ他一切ノ財産帳簿ヲ作製提出
シ民政部ノ承認ヲ受クルト共ニ爾後ノ財産變動ハ之ヲ明確ナラシ
メ置クコト
- 四、會計ハ其ノ社ノ他ノ專業ト切離シタル特別會計トシ投資及經營

海 軍

(二四一〇原稿)

ノ收支ヲ常ニ明確ナラシメ置クコト

五、時々事業經營ニ關スル報告ヲ爲スト并ニ毎月末日締切ヲ以テ速
 カニ會計報告ヲナスベキコト

利益金ノ處分ハ民政部ノ承認ヲ得テ之ヲ爲スベキコト

六、其ノ既ノ經營ニ不都合アリタル場合又ハ民政部ノ都合ニヨリ委
 託經營ヲ取消スコトアルベキコト

但シ民政部ノ都合ニ依リ取消ス場合ニ於テハ民政部ハ特ニ補償ノ
 實ニ任ゼザルモ其ノ社ノ既投資ニ付テハ經營ノ實績ヲ勘考シテ當
 ナル評價ヲナシ處理スベキコト

七、其ノ社ノ經營ニ關リテハ所轄出張所ノ指揮監督ヲ受クルハ勿論
 ナルモ其ノ他ノ事項ニ關シテモ民政部ノ指示スル所ニ依ルベキコ
 ト

海軍



セレベス民政部經機密第一九九號

新南興業組合

其ノ社ニ對シ左記條項ニ依リバレバレ造船所ニ於ケル小型船舶ノ造船
修理並ニ其ノ運營ヲ委託ス

昭和十八年二月二十四日

海軍セレベス民政部長官

記

- 一、其ノ社ハ占領地經濟建設ノ一翼タル使命ヲ認識シ之ガ經營ニ當リテハ國家目的ト公益ニ違背スル所爲アルベカラズ
- 二、其ノ社ノ經營ノ目的ニ關シテハ現地使用ニ適スル木造船多數ヲ建造シ陸海軍主擔任地區並ニ對日供給物資輸送ニ對應シ交易促進ニ對處スル様協力スベシ

- 三、委託事業運營ハ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ爲スベシ
- 四、委託事業經營ニ關シテハ民政部長官之ヲ監督ス
民政部長官ハ監督上必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ検査ヲ爲サシムコトアルベシ
- 五、其ノ社ハ委託事業經營會計ニ特別會計ヲ設定シ投資經營ノ收支ヲ常ニ明確ナラシメ毎期末會計報告ヲ民政部長官ニ爲スベシ
- 六、毎期ノ事業計畫資金計畫物動員計畫ニ基ク諸計畫並ニ毎年度ノ豫算決算ニ付民政部長官ノ承認ヲ受クベシ
- 七、其ノ社ニ貸與使用セシムベキ海軍管理土地並ニ既存施設ニ關シテハ各個ニ付目錄ヲ調製シ評價ヲ爲シ民政部長官ノ承認ヲ受クベキモノトス
- 八、今後ノ事情ニ變更アリタル場合ニ於テハ本指令ヲ變更シ又ハ取消スコトアルベシ

終

セレス氏政務部海防第四山

昭和十九年一月八日

セレス氏政部長官代理
海軍大佐 石田 太郎

海軍省南万政務部長 殿

現地受命事業報告ノ件通知

書類ノ件ニ關シテハ兼松株式會社マカツサル支店長飴谷盛一ヨリ別紙(一)
ノ計畫ニ基キ事業開始ヲ申請有之タル處別紙口ノ通許可致届候條了知相
成度

(別紙添)

(終)

海防	第四	山
A	B	C
D	E	F
G	H	I
J	K	L

海軍省
 昭和十九年一月八日
 石田太郎
 19.1.18

セレス民政部経機密第五三七號

兼松森武會社マカサレ支店

支店長 館谷盛一

別紙 (二)

昭和十八年三月九日附兼松參照ヲ以テ申請ニ係ルアト(織維)鬼
荷用炭並ニ加工ノ件許可ス但シ左記ノ通心得ヘシ

昭和十八年四月八日

セレス民政部長官

印

記

- 一、速ニ所要ノ設備ヲ整備シ天災ノ佳節ヲ期シ操業開始ヲ
圖ルベシ
- 二、マカサレ市所在遊休織機ノ讓受ハ支障無之

別紙
(一)

(一) 事業計畫書

(1) 計畫事業ノ説明

計畫事業 アール織維ヲ以テ代用帆布及穀物袋生産
 事業着手年月 昭和十八年五月二十七日ニ織機五台ヲ以テ
 生産開始、現在サラングジャワニ織機
 二百台ヲ設置ス可ク工場建設中

生産 高 サラングジャワ工場完成ノ場合ニ於テ代用帆布
 及穀物袋生産地生産高月産 三萬米

使用人 三百人

收支豫想 收益 一米當リ四仙

(2) 事業場總所要資金

事業場名 兼私株式會社サラングジャワ紡織工場

(1) 設備資金

項目	所在	種類構造	数量	單價	價格	備要
土地買收費	マラヤ半島 サラングジャワ	工場用	四〇四・七五	〇・五	二〇二・三七五	
建物(新築)	"	床下ト付造 ニ階葺平屋建			四〇〇・〇〇〇	織機工場 六棟要所一棟 昭和十八年十月完成
建物(買收)	"	竹造ニ階葺平屋			一五・〇〇〇	
主木買收費	"				八四・〇〇〇	
機械器具	"	木製手織機	二〇〇台	借用		入手済
"	"	同部分品				一部借用 入手済
"	"	一部買收			五〇・〇〇〇	未入手
什器備品	"	貨物自動車	一台	六〇〇・〇〇〇	六〇〇・〇〇〇	
"	"	自動自轉車	一台	四〇〇・〇〇〇	四〇〇・〇〇〇	
"	"	乗用車	一台	一五〇〇・〇〇〇	一五〇〇・〇〇〇	
計					五五〇・〇〇〇	現地調達 五五〇・二〇〇

(2) 運轉資金

項目	摘要	要價	類
收買費	アール級維原料四〇噸代	二ヶ月分 六,〇〇〇,〇〇〇	
人件費	社員給 共一〇名分	二ヶ月分 三,〇〇〇,〇〇〇	
"	男工賃 銀二〇名分	二ヶ月分 二,〇〇〇,〇〇〇	
"	女工賃 銀二七名分	二ヶ月分 八,一〇〇,〇〇〇	
"	苦力賃 銀二〇名分	二ヶ月分 四八〇,〇〇〇	
工場事務所費	機械消耗品費及事務用品費	二ヶ月分 二,〇〇〇,〇〇〇	
支拂利息	借入金八〇,〇〇〇,〇〇〇 借入利率年四分五厘	二ヶ月分 六〇〇,〇〇〇	
計		二二,一八〇,〇〇〇	

(二) 現地資金計畫書

資金別 期別 四一六月七一九月十十一月一三月 計 備考

(1) 設備資金

土地買収費	二〇二,一〇〇	二〇二,一〇〇
工場建築費	四〇,〇〇〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇,〇〇〇
運轉用設備買収費	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇
立木買収費	八四,〇〇〇	八四,〇〇〇
機械器具購入費	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
什器備品購入費	七,九〇〇,〇〇〇	七,九〇〇,〇〇〇

(2) 運轉資金

收買費	六,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇
人件費	一三,五八〇,〇〇〇	二〇,三七〇,〇〇〇	二〇,三七〇,〇〇〇
工場及事務所費	二,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
支拂利息	六,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇
計	二七,二〇〇,〇〇〇	三三,三七〇,〇〇〇	三三,三七〇,〇〇〇

資金調達法 南菱借入金 金八萬百也

寫

海軍省南方政務部

七レハス民政部機密第二七五三編

昭和十九年一月二十四日

七レハス民政部長官代筆

海軍大佐 石田 太郎

兩西方面海軍民政部秘書 殿

パレパレ港港海上陸倉庫及何種業務當番者下命ノ件報告

首題ノ件民政部機密第七號ニテ認許相成候ニ付十別紙指命書ノ通り
下命致候

(別紙 添)

高送付先

海軍省兩方政務部長
兩西方面陸隊參謀長

(巻)

海軍

- 第二兩遣艦隊參謀長
- 第二十三特別模倣地隊首席參謀
- スツバヤ海軍運輸部長
- 第百二海軍軍需部長
- 第百二海軍經理部長
- スツバヤ海軍運輸部マカツサル、バリツクハバン、アンボン、タフカン各支部長
- 第百二海軍經理部マカツサル支部長
- 第百二海軍軍需部マカツサル、アンボン各支部長
- メナド州知事
- パレパレ縣監理官
- 民船運航會本部

海軍

セレベス民政部経費第一七五三號

南洋倉庫株式會社

其ノ社ニ對シハレバレ港々海上陸倉庫六棟（附圖参照）ノ運用及
荷役作業ノ實施ヲ委託スルニ付左記條項ニ準據シ之ガ運営ニ當
ルベシ

昭和十九年二月一日

セレベス民政部長官代理

海軍大佐 石田太郎

記

一、當該港海上陸倉庫及荷役施設ハ海軍ノ管理ニ屬ス、之ガ運営
委託ハ其ノ社ニ對スル特殊權益ノ賦與ニハ非ズ、貴方ニ於テハ
實ニ占領地經濟建設ノ一翼タル使命ヲ認識シ之ガ運営ニ當リテ

海軍

ハ荷キ國家目的ト公益ニ違背スル所爲アルベカラス

二、民政部長官ハ當該港灣倉庫及荷役作業ノ運営ニ關シ必要ナル
命令ヲ爲ス、右ノ經營ハ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ爲スベシ

三、其ノ社ハ當該港海上陸倉庫及荷役施設ニ對シテ民政部長官ノ
定ムル料率ニヨリ賃借料ヲ支拂フベシ

四、其ノ社ノ當該港灣倉庫及荷役作業ニ關スル料率ハ當分ノ間
マカツサル港々灣倉庫及荷役作業ノ料率ヲ適用スベシ

五、民政部長官ハ事業ノ運営ニ關スル監督上必要ナル報告ヲ徴シ
又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務狀況又ハ帳簿書
類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトアルベシ

六、民政部長官ハ必要アリト認ムルトキハ本指令ヲ取消スコトアル
ルベシ

(終)

海軍

南方軍政務
局長
A
B
C
D
E
F
G
H
I
J
K
L
M
N
O
P
Q
R
S
T
U
V
W
X
Y
Z

長
殿

生

南方軍政務
局長
19.5.8
接受
職員

セレベス民政部経理 七二二號

昭和十九年四月二十七日

セレベス民政部長 官

海軍省南方政務部長
南西方面海軍民政務総監 殿

ホテル業ノ委託経営者変更ニ關スル件報告

昭和十八年十二月一日附セレベス民政部経理密第二五一五號報告ニヨリ左記ホテル業ノ經營ヲ三出逸天ニ委託シアリタルトコロ昭和十九年三月五日同人死亡シタルヲ以テ同口附其ノ委託事業ノ經營ヲ富田良信ニ繼承セシメ候向富田良信ハ從來同ホテルノ支配人ニシテ經營ノ經驗豐富アレバ受託者トシテ適當アリト認メ選定致シタルモノニ有之指令書寫添付此披及報告候

記

海軍

- 一、マカツサル市所在 大和ホテル
- 二、マカツサル市所在 富士ホテル
- 三、マカツサル市所在 日山ホテル
- 四、マリノ所在 ハツサングラハン
- 五、バレバレ所在 バツサングラハン

(別紙添)

寫送付先 第二十三特別根拠地隊司令官
第二百一海軍経理部マカツサル支部長

(終)

海軍

セレベス民政部經機密第一一二號

セレベス民政部

指 令 書

セレベス所在左記ホテルノ經營ヲ貴方ニ委託スルニ付別紙條項ニ準據シ之ガ經營ニ當ルベシ

記

- 一、マカツサル市所在 大和ホテル
- 二、マカツサル市所在 島士ホテル
- 三、マカツサル市所在 日山ホテル
- 四、マリノ所在 パツサンダラハン
- 五、バレバレ所在 パツサンダラハン

昭和十九年三月五日

セレベス民政部長官
海 水 重 夫

富田良信殿

セレベス民政部

委託經營ニ關スル指示事項

- 一、セレベスニ於ケルホテル事業ノ經營ハ民政部ノ直營ニ依ルベキ處ナルモ差當リ貴方ヲ指定シ之カ經營ヲ委託ス經營ノ委託ハ貴方ニ對スル特殊權益ノ賦與ニハ非ズ貴方ニ於テハ眞ニ國家ノ代行機關的使命ト榮譽トヲ確認スルト共ニホテル事業ノ公共的使命ニ對シ誠意之カ經營ニ從事シ以テ國家ノ安請ニ應フベキコト
- 二、經營受託ノ際ニ於ケル現狀施設具ノ他一切ノ財産帳簿ヲ作成民政部ニ提出シ承認ヲ受クルコト
- 三、經營ハ差當リ貴方ノ計算ニ於テ之ヲ行フコト
- 四、會計ハ貴方ノ他ノ事業經營ト切り離シタル特別會計トシ投資及經營ノ收支ヲ常ニ明確ナラシメ儲クコト料金ノ改正其ノ他營業上重要ナル事項ニ付テハ民政部ノ承認ヲ受クルコト
- 五、時々事業經營ニ關スル報告ヲ爲スト共ニ毎月末締切ヲ以テ速ニ

セレベス民政部

會計報告ヲ爲スベキコト尙利益並ノ處分ハ民政部ノ承認ヲ得テ之ヲ爲スベキコト

六、貴方ノ經營ニ不都合ノ處アリタル場合又ハ民政部ノ都合ニ依リ經營ノ委託ヲ取消スコトアルベキコト但シ民政部ノ都合ニ依リ取消ス場合ニ於テハ民政部ハ特ニ補償ノ責ニ任ゼザルモ貴方ノ既投資ニ付テハ經營ノ實績ヲ考慮シ安富ナル評價ヲ爲シ處理スベキコト

七、前各號ノ外民政部ノ指示スル所ニ依ルベキコト

(終)



七民經二機密第 號

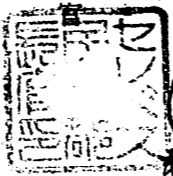
昭和十九年六月十日

現地駐在員()

殿

セレベス民政部長

南西方面海軍長政府總監 殿
南 方 政 務 部 長



19.6.27

マカツサル市マカツサル製氷工場ノ委託經營ニ關スル件報告

今般左記ノ通マカツサル製氷工場(舊名 Pabrik Es Aurora)ノマカツサル水産株式會社ニ委託經營セシメ候條此段及報告候也

記

一、マカツサル水産株式會社經營ノ分

寫送付先

- 第一〇二海軍經理部マカツサル支部長
- 第一〇二海軍軍需部マカツサル支部長
- 第二十三海軍特別根據地隊司令部

(終)

民經二機密第一三號

昭和十九年六月十日

マカツサル水産株式會社

指 令 書

マカツサル市管理ニ係ルマカツサル製氷工場ノ經營ヲ貴社ニ委託スルニ付別紙條項ニ準據シ之ガ經營ニ當ルベシ

セレベス民政部長官

「別紙」

マカツサル製氷工場ノ委託經營ニ關スル指示事項

- 一、マカツサル製氷工場ノ經營ニ關シテハ國營ニ依リ爲スベキ處ナルモ差シ當リ其ノ社ヲ指定シ之ガ經營ニ當ラシム
其ノ社ニ於テ眞ニ國家ノ代行機關的使命トヲ榮譽トヲ確認シ誠意之ガ經營ニ從事シ以テ國家ノ要請ニ應フベキコト
- 二、經營ニ關シテハ責任者ヲ定メ民政部ト連絡ノ下ニ速ニ所要ノ陣容ヲ整備シ經營ヲ開始スル様措置スベキコト
- 三、經營ハ會社ノ計算ニ於テ之ヲ爲スコト
經營受託ノ際ニ於ケル現狀施設其ノ他一切ノ財産帳簿ヲ作成提出シ民政部ノ承認ヲ受クルト共ニ爾後財産ノ變動ヲ明確ナラシメ置クコト
- 四、會社ハ其ノ社ノ他ノ事業經營ト切離シタル特別會計トシ投資及經營ノ收支ヲ常ニ明確ナラシメ置クコト

- 五、時々事業經營ニ關スル報告ヲ爲スト共ニ毎月末日締切ヲ以テ適ニ會計ヲ爲スベキコト尙利益金ノ處分ハ民政部ノ承認ヲ得テ之ヲ爲スベキコト
- 六、其ノ社ノ經營ニ不都合ノ廉アリタル場合又ハ民政部ノ都合ニ依リ經營ノ委託ヲ取消スコトアルベキコト、但シ民政部ノ都合ニ依リ取消ス場合ニ於テハ民政部ハ特ニ補償ノ責ニ任ゼザルモ其ノ社ノ既投資ニ付テハ經營ノ實績ヲ勘考シ妥當ナル評價ヲ爲シ處理スベキコト
- 七、前各號ノ外民政部ノ指示スル所ニ依ルベキコト

(終)

セレベス民政部經機密第一、一七六號

指 令 書

株式會社昭和洋行

代表者 小島 二郎

昭和十八年六月十一日付申請ニ係ル食酢製造ニ關スル件申請ノ
通許可ス

昭和十八年六月二十八日

セレベス民政部長官



セレベス民政部經機密第五三五號

指 令 書

株式會社昭和洋行

昭和拾八年三月二十七日附申請ニ係ルソース、カレー粉、ケチ
ヤツプ及胡椒等調味食品製造ノ件許可ス

昭和拾八年四月七日

セレベス民政部長官



セレベス民政部經機密第一、三一四號

株式會社昭和洋行マカツサル支店

支店長 小 島 二 郎

昭和十八年六月二日附出願ニ係ル食品製造工場敷地使用ノ件左記條件ヲ
附シ許可ス

記

一、暫定土地條令ニ依ル手續ヲ履行ノ事

昭和十八年七月九日

セレベス民政部長官代理

海軍大佐 高 橋 長 之



資 金 計 畫

(一) 内 地 資 金

工場用機械器具類 二〇五五五圓 (内調達分四七〇八圓)

全 建築材料 二四一〇〇圓

小 計 二四九四五圓 (内調達分四七〇八圓)

(二) 外 地 資 金

工場用土地一四三三四坪 二八六六八圓 (調達済)

全 建 物 一八七〇三九圓 (内調達分四一三九圓)

全機械器具 四四八六五圓 (内調達分二五五〇圓)

小 計 二五九五七二圓 (内調達分九一三七圓)

資金總計 四八九〇二四圓 (内調達分一四二二〇九圓)

註—外地資金中工場用機械器具ハ現地ニ於テ調達スヘキ簡單ナル
木製石製其他ノモノヲ云ウ

(一) 現在事業状況
 (二) 生産品種及生産高

品 種 名	月 産	年 産
ウスターソース	一五〇石	一八〇〇石
トマトケチャップ	一〇〇	一三〇〇
カレー粉	五〇	六〇〇
胡椒粉	三〇	三六〇
福神漬	二〇	二四〇
食 酢	五〇	六〇〇

(三) 従業員数

邦 人 五 名

現住民其他 一六〇名

(四) 工場規模

(イ) マカツサル市金剛洞 (假工場)

土 地 約一五〇〇坪

建 物 木造トタン葺 約二五〇坪

(ロ) マカツサル市サンボジヤ櫻洞 (新築)

土 地 一四三三四坪

建 物

竹造アタツブ葺工場六棟 四一八四坪

煉瓦造事務所兼住宅一棟 八八八坪

煉瓦造研究室兼重要品倉庫一棟 二三一坪

合 計 五三〇三坪

堀 抜 井 戸 四 個

防空壕 (二五人用) 四 個

昭和十九年度事業計畫

(一) 生産品種及生産高

品 種 名	月 産	年 産
ウスターソース	五八四石	七〇〇〇石
トマトケチャップ	八四〇	一〇〇〇
トマトソース	六七〇	八〇〇
トマトジュース	五四〇	四〇〇
食 酢	五〇〇	六〇〇〇
マヨネーズソース	一〇	一〇〇
果 汁	一〇〇〇	一〇〇〇〇
液体調味料	一七〇	一〇〇
ウコン粉	一〇〇	一〇〇
山 葵 粉	三〇	三六〇
蕃 椒 粉	一〇	一〇〇
カレ ー 粉	一〇	一〇〇
胡 椒 粉	一〇	一〇〇
福 神 漬	一〇	一四〇

(二) 従業員数

邦 人 三二名

現住民其他 四〇〇名

(三) 工場増設計畫

マカツサル市サンボジャヤ櫻洞
建 物

- 竹造アタツプ葦工場五棟 三五年
- 煉瓦造スレート葦工場二棟 三〇〇年
- 煉瓦造スレート葦ボイラー室一棟 三〇〇年
- 竹造アタツプ葦倉庫三棟 二〇〇年
- 煉瓦造スレート葦倉庫二棟 一四〇年

竹造アタツブ葺

従業員食堂及休憩所二棟 二〇〇坪

合計 一二棟 一、一三〇坪

建物附帯工事

防空壕(二五人用) 一〇個

煉突及築爐耐火煉瓦造 三〇米

(内所要資材(調達済分ヲ除ク)

分類	機器名	型式機能	数量
原動機械	誘導電動機	三菱十馬力M型 相四極廻轉一七〇五	一
全附屬	スターデルタ起動機	M型	一
原動機械	變壓機	單相 五〇KW	一
製造加工用機器	粗碎機	一號機調車十二吋× 二吋五	一
	製粉機	川上式電動石臼	一
	バルバ	粉砕分離	一
	精選機	本製原料精選用	一
	攪拌搗潰機	石川式五號型A型	一
	混合機	動力式加熱混合機	一
	輸送ポンプ	交流五號吸上十五尺	一
	真空ポンプ	五吋×五吋五馬力	一
	全右	七吋×六吋五馬力	一
	全右	六吋×五吋二馬力	一
	電動輸送機	ロータリー式馬力	一
	輸送機	バケットコンベヤー	六
	コンベヤー	スクリーン式輸送用	八
製造加工用機器	全右	ベルト登下尺仕上用	一

製造加工用機器	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	製造加工用機器	
機	野菜切機	醸造桶	濾過機	真空槽	マヨネーズタンク	同右	オムルタンク	熱焼器	中釜	全右	全右	二重釜	コード	絶縁電線	ペアリング	基礎ポールト	取付ポールト	ブリーリー	シヤフト	全右	ゴムベルト	全右	コンベヤー
自動噴上式五本立	YI又用 福神漬用 野菜切り	木製ニ〇石入		鐵板ニ尺五尺	アルマイトエ 〇〇〇容量	〇〇〇容量	アルミニウム丸〇	貴良式焚口及口スル	珪瑯引キ大釜	珪瑯引キ一石炭量		ステンレススチール一 石容量	暫定袋打	四層M暫定第四種	HIH六三〇八	半吋米四吋	鐵製各種	各種	同右平形六吋五枚合セ	輸送用六吋三枚合セ	3/4 應	ベルト式二十四尺	
六	五	一五〇	二	二	一	四	一	三	一	一	一	ニ七〇〇米	ニ〇〇〇米	一九〇	三〇〇	二九〇	七五	ニ五〇尺	一五〇尺	ニ五〇尺	一	一	

建築材料	
種	番
鐵筋類	各
種	種
1000	1000

右資材

總重量 110.525

總容積 204.535 立方米

セレベス民政部經機密第五二七號

兼松株式會社マカツサル支店

支店長 飴谷盛一

昭和十八年三月九日附兼松參號ヲ以テ申請ニ係ルアギル(纖維)蒐荷開發
並ニ加工ノ件許可ス 但シ左記ノ通心得ヘシ

昭和十八年四月八日

セレベス民政部長官

市西方面
經機密第五二七號
民政部長官
印

記

一、速ニ所製ノ設備ヲ整備シ天長ノ佳節ヲ期シ操業開始ヲ圖ルベシ
ニ、マカツサル市所在遊休織機ノ讓受ハ支障無之

昭和十八年七月十五日

(一) 事業計畫書

(1) 計畫事業ノ説明

計畫事業

アギル織維ヲ以テ代用帆布及穀物袋生産

事業着手年月日

昭和十八年五月二十七日ニ織機五台ヲ以テ生産開始

現在サンフングジャワニ織機二百台ヲ設置ス可ク工場建設中

生産高

サンフングジャワ工場完成ノ場合ニ於ケル代用帆布及穀物袋生地生産高月産三萬米

使用人

三百人

收支総額

収益 一米當リ四仙

(2) 事業場總所要資金

事業場名 兼松株式会社サンフングジャワ工場

(1) 設備資金

項目	所在	種類構造	敷坪	単價	價格	備
土地買收費	マカッサル市サンフングジャワ	工場用	四〇四〇七五平方米	〇・五〇	二、〇二一、〇〇〇	
建物(新築)	"	床セメント竹造ニツバ葺平屋建			四〇〇、〇〇〇・〇〇	織布工場倉庫六棟事務所一棟昭和十八年八月完成
建物(買収)	"	竹造ニツバ葺平屋		一五、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	
立木買收費	"				八四、〇〇〇	
機械器具	"	木製手織機同部分品	二〇〇台(借用)	一部買収一部借用	五〇、〇〇〇・〇〇	入手
什器備品	"	貨物自動車 自動自轉車 乗用車	一台 一台 一台	六〇、〇〇〇・〇〇 四〇、〇〇〇・〇〇 一五、〇〇〇・〇〇	六〇、〇〇〇・〇〇 四〇、〇〇〇・〇〇 一五、〇〇〇・〇〇	未入手
計					五五、〇一〇・〇〇	五五、〇一〇・〇〇 現地調達

(2) 連轉資金

項目	摘要	價額
収買費	アキル織維原料四〇噸代二ヶ月分	六、〇〇〇・〇〇
人件費	雇員給与 一〇名分 二ヶ月分	三、〇〇〇・〇〇
	男工賃銀 二〇名分 二ヶ月分	二、〇〇〇・〇〇
	女工賃銀 二七〇名分 二ヶ月分	八、〇〇〇・〇〇
	若力賃 二〇名分 二ヶ月分	四八〇・〇〇
工場事務所費	機械消耗品費及事務用品費 二ヶ月分	二、〇〇〇・〇〇
支拂利息	借入金 八〇、〇〇〇盾ニ對スル年四分五厘 二ヶ月分	六〇〇・〇〇
計		二三、一八〇・〇〇

□ 現地資金計畫書

資金別	期別	計	備考
(1) 設備資金	四一六月 七一九月	二、〇一一・〇〇	
土地買收費	十一十二月 一一三月	二、〇一一・〇〇	
	計	二、〇一一・〇〇	備考

項目	四一六月	七一九月	十一十二月	一一三月	計	備考
1 設備資金(額)						
工場建築費		四、〇〇〇・〇〇			四、〇〇〇・〇〇	
建物買收費		一五・〇〇			一五・〇〇	
立木買收費		八五・〇〇			八五・〇〇	
機械器具購入費		五、〇〇〇・〇〇			五、〇〇〇・〇〇	
什器備品購入費		七、二〇〇・〇〇			七、二〇〇・〇〇	
運轉資金						
収買費		六、〇〇〇・〇〇	九、〇〇〇・〇〇	九、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	
人件費		一、三三〇・〇〇	二、〇三〇・〇〇	二、〇三〇・〇〇	五、三九〇・〇〇	
工場及事務所費		一、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇	
支拂利息		九〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	一、三〇〇・〇〇	
計		七、七〇〇・〇〇	二、四三〇・〇〇	二、四三〇・〇〇	一、二六〇・〇〇	

資金調達法

南後借入金 金八萬盾也

以上

昭和十八年十月末現在工場建設進捗状況

紡織布工場	五棟	第一工場	三五〇平方米	完了、織機五〇台 据附中
		第二工場	同	床ヒソント堅ノテ 残シ、完了
		第三工場	同	床ヲ除キ其他完了
		第四工場	同	床ヲ除キ其他完了
		第五工場	同	建築中
倉庫	一棟	倉庫	同	床ヲ除キ其他完了
事務所	一棟			材料搬入中
備考	生産実績	帆	布 一、〇〇〇米（庫二九吋）	
		代用麻袋	七、五〇〇枚	

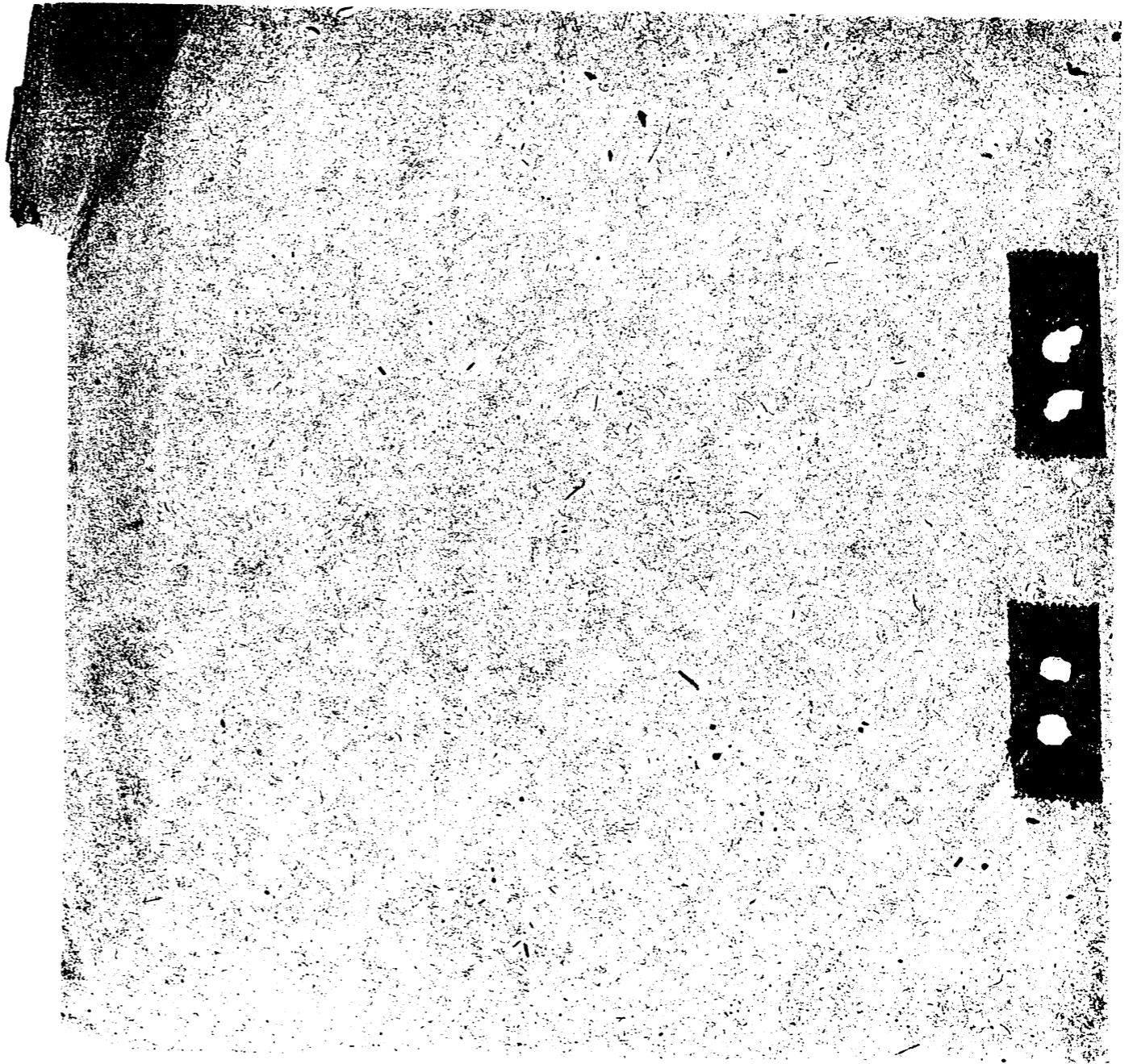
以上

備考

一、要望事項

- (1) 事業ノ發展進捗ニ伴ヒ若干名ノ邦人指導員ヲ要ス
右指導員ニ對シ渡航許可ヲ與ヘラレ度キコト
- (2) 増産、品質改良ニ要スル諸機械・器具並ニ現地ニテ調達出來ザル損
耗品（例之 ビツカー、シヤツトル等）ノ發送許可

以上



REEL No. A-1180



アジア歴史資料センター

年月日	件番号	企業者	業種	地区	備考
十八、四、一	ホセ才民政郡 指令才一号	南東配電株式	電力事業復 旧建設	南部ホセ才	指令書
十八、十二、四	ホセ才民政郡 指令才一四号	水原商會清月堂	商會		
十八、十二、三	ホセ才民政郡 指令才一四号	南海海運株式	海運		
〃	ホセ才民政郡 指令才一四号	ホルボ才水産株式	水産		
一九、九、十	ホセ才民政郡 指令才一四号	南洋棉衣	各種紡織企 業	ホセ才州	許可証
一九、一〇、三	ホセ才民政郡 指令才一四号	南洋倉庫	古鉄回収	〃	〃
一九、十一、一七	ホセ才民政郡 指令才一四号	島田合資会社	白金及金 採取	ホセ才州 今泉管内	

海軍

(花崎)

海軍省南方政務部長殿

屬

ボルネオ民政部機密第一九號ノ八四

昭和十

三月二十一日

長



南西方面艦隊ボルネオ民政部

南西方面艦隊參謀長

電力事業經營委託ニ關スル件通報

首題ノ件關東配電株式會社ニ委託別紙指令書交付急速着手方下命致候

(別紙添)

高送付先 南方政務部長

二十二根司令官

兵備局長

ボルネオ民政部各支部長

バリツクババン州知事

海軍

送

12.4.12

ボルネオ民政部指令第一號

指 令 書

關東配電株式会社

其ノ社ニ對シ左記事項ニ依リ南郡「ボルネオ」ニ於ケル電力事業ノ復舊、建設並ニ其ノ運営ヲ委託ス

一、其ノ社ハ由價地經濟建設ノ一翼タル使命ヲ課シ之ガ經營ニ當

リテハ有セ國家目的ト公益ニ違背スル所爲アルベカラズ

二、委託事業ノ運営ハ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ爲スベシ

三、委託事業經營ニ關シテハ民政部長官之ヲ監督ス

民政部長官ハ監督上必要ナル報告ヲ後シ又ハ當該官吏ヲシテ檢

査ヲ爲サシムルコトアルベシ

四、其ノ社ハ委託事業經營會計ヲ建設勘定及業務勘定ニ分テ毎年度

ノ豫算決算ニ付テ民政部長官ノ承認ヲ受クベシ

五、其ノ社ニ貸與使用セシムル海軍管理廳存庫施設ニ關シテハ各領

ニ付テ同該管理廳、野領ヲ爲シ、民政部長官ノ承認ヲ受クベシ

モノトス

前項ノ貸付施設ニ對シテハ使用料ヲ徵ス但シ民政部長官必要ト

認メタル時ハ或期間使用料ヲ免除スルコトアルベシ

六、新ニ必要トスル施設及土地ニ關スル權利ノ取得ハ其ノ社ノ負擔

ニ於テ之ヲ爲スベシ

七、其ノ社ハ民政部長官ノ指示スル方針ニ違ヒ電力設備ノ復舊、建

設又ハ改造ヲ爲スコトヲ要ス

施工ニ當リテハ計畫書ヲ作成、民政部長官ノ承認ヲ受クベシ

八、其ノ社ハ民政部長官ノ命ズルトコロニ違ヒ、配電ヲ爲スコトヲ

要ス、但シ小口配電ニ付テハ毎年豫定ヲ備テ一請民政部長官ノ

承認ヲ受テ實施スルコトヲ得

九、電氣料金ハ總テ民政部長官ノ承認ヲ受テ實施スベシ

- 一〇、民政部長官必要アリト認ムルトキハ其ノ社ノ施設ノ全部又ハ一部ヲ修正ノ價格ヲ以テ買収シ又ハ他ノ者ニ賣却スベキヲ命ズルコトアルベシ
- 一一、他ノ電力施設ト關連アル場合ニ於テハ設備及電力ヲ相互融通スル爲協力ヲ爲スコトヲ要ス
- 一二、其ノ社ハ必要ニ應ジ民政部長官ノ許可ヲ受ケ電氣用品ノ修繕及販賣ヲ爲スモノトス
- 一三、民政部長官必要アリト認ムルトキハ本指令ヲ取消又ハ變更スルコトアルベシ

昭和十八年四月一日

ボルネオ民政部長官

秘 寫

海軍省南方政務部長殿

ボルネオ民政政務部機密第一九號ノ四四七ニハシテ送付



令

書

水原商會清月堂

水原 庸 光

昭和十八年十二月一日附申請ニ係ル製菓業、喫茶食堂ノ經營、製菓
品ノ販賣及ビ製菓材料用農産物栽培ノ企業許可ス
但シ別紙ノ通心得ベシ

昭和十八年十二月二十四日

ボルネオ民政政務部長官 井上 庚二 郎

海軍

寫送付先

海軍省南方政務部長

南西方面海軍民政府産業局長

パリツクバベン州知事

第百二海軍燃料廠長

第二二特別海軍根據地隊參謀

海軍

(別紙)

擔當企業經營ニ關スル指示事項

- 一、南ボルネオ「パリックババン」ニ於ケル製菓業、喫茶、食堂ノ經營、製菓品ノ販賣及ビ製菓材料用農産物ノ栽培ノ企業一般ハ海軍ノ管理ニ關ス之ガ經營委託ハ其ノ社ニ對スル特殊權益ノ賦與ニハ非ズ貴方ニ於テハ眞ニ國家ノ代行機關的使命ト榮譽トヲ確認シ之ガ經營ニ從事セラレ以テ國家ノ要請ニ應ヘラベキコト
- 二、民政部ト連絡ノ上企業經營ニ關スル現地ノ責任者ヲ定メ之ヲ中核トスル所要ノ陣容ヲ整備シ速ニ擔當企業ノ經營ヲ開始スル様措置スルコト爾後主タル人事ノ異動ニ關シテハ事前ニ民政部ノ承認ヲ受クベキコト
- 三、經營ノ目途ニ關シテハ民政部ノ指示ニ據ルコト
- 四、其ノ社ハ先ヅ以テ現地ノ調査ヲ遂ゲタル上其ノ企業經營ニ關スル

海軍

- 具体的計畫ヲ提出シ民政部ノ指示ヲ受クベキコト
- 五、擔當企業ハ差當リ其ノ社ノ計算ニ於テ爲スコト所要資金、資材ノ調達ニ付テハ民政部ニ於テ可及的ニ斡旋ヲ爲スベキコト
- 六、其ノ社ハ本指令ニ依ル企業ニ付其レ以外ノ其ノ社ノ企業ト切離シタル特別會計ヲ設定シ投資及經營ノ收支ヲ常ニ明確ナラシメ置クコト
- 七、每期ノ事業計畫、資金計畫、其ノ他ノ重要事項ハ民政部ノ承認ヲ受クベキコト
- 八、時々擔當企業經營ニ關スル報告ヲ爲スト共ニ毎期末速ニ會計報告ヲ爲スコト
- 九、今後ノ事情ニ變更アリタル場合ニ於テハ本指令ヲ變更シ又ハ取消スコトアルベキコト
- 十、前各項ノ外總テ民政部ノ指示スル所ニヨルベキコト

海軍

秘 寫

海軍省南方政務部長殿
ボルネオ民政務部第一九號ノ四四五ノ一

博	博	博	博
政	政	政	政
方	方	方	方
九	九	九	九

昭和 二月一日
ボルネオ民政務部長
第二南道 局長
南西方面海軍民政務局長

機敏修理等 裝艦管 設裝艦ニ就スル件 海報

首藤ノ件ニ關シ 英南海運株式會社ニ對シ 添附別紙ノ通達令 暫更付ノ上
急遽着手 方下 命 裝艦各 卸了 知 相 成 度 此 報 及 海 報 以

別紙 添

（添）

寫送付先

海軍省南方政務部長

兵備局長

第二十二特別根拠地隊參謀

ボルネオ民政務部各州知事

19.1.26

秘
寫

ホルスオ民政部長官第一九號ノ四四五

指 令 書

民政部ニ於テハ民政部渡移管ヲ受ケ管理ノモノニ屬スル廠舎「元ビ
ム工場」中機械修理施設ノ經營ヲ貴方ニ委託スルニ付別紙各項ニ準
據シ之ガ經營ニ當ラルベシ

昭和十八年十二月二十四日

ホルスオ民政部長官

與南海運送株式會社

現地責任者 中 村 菊 壽 殿

(別 紙)

廠舎「元ビム工場」中機械修理施設
渡委託經營ニ關スル指示事項

- 一、廠舎「元ビム工場」ハホルスオ民政部渡移管ヲ受ケ管理ノモノ
ニ屬ス右ノ中機械修理ノ施設ニシテ別紙指示スルモノノ經營ヲ貴方
ニ渡委託スルモ右ハ其ノ社ニ對スル特殊利益ノ感興ニ非ス其ノ社ニ
於テハ國家ノ代行機關的使命ト發覺トヲ確認シ誠意之ガ經營ニ從事
シ以テ國家ノ要請ニ應ズベシ
- 二、民政部ト連絡ノ上ニ經營ニ關スル責任者ヲ定メ速ニ專號ヲ開始ス
ル豫備ヲスベシ
- 三、其ノ社ニ貸與使用ヤシムベキ貯存施設ニ關シテハ貯蓄目録ヲ開製
評價ヲ屬シ民政部長官ノ承認ヲ受クルト共ニ備後貯蓄ノ變動ヲ明確
ナラシメ圖クモノトス
- 四、其ノ社ハ民政部長官ノ定ムル所ニ逐ヒ諸機械ノ修理加工ヲ爲スモ

ノトス

- 前項ノ修理工賃ハ民政部長官ノ承認ヲ受クベシ
- 五、委託專業ノ經營ハ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ為スベシ
- 六、委託專業經營ニ關シテハ民政部長官之ヲ監督ス民政部長官必其アリト認ムルトキハ報告ヲ致シ又ハ當該官吏ヲシテ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ査査セシムルコトヲ得
- 七、其ノ社ハ其ノ社ノ他ノ專業經營ト切離シタル特別會計ヲ設テ之及督及經營ノ收支ヲ常ニ明確ララシメ置クベシ
- 八、其ノ社ハ專業經營狀況ニ關シ隨時報告ヲ為スト其ニ毎期末ニ於テ速ニ會計報告ヲ為スベシ尚、利益金ノ處分ニ關シテハ民政部長官ノ承認ヲ得ルコトヲ得ス
- 九、其ノ社ハ毎期ノ專業計費、管理計費、其ノ他ノ重要事項ニ付テハ民政部長官ノ承認ヲ受クベシ

所屬營業事務ノ關係ニ關シテ委託專業經營上必要ナル事項ニ付テハ民政部長官ニ於テ可及的轉讓補助ヲ為スベシ

- 一〇、新タニ必要トスル施設及土地ニ關スル權利ノ取得ハ其ノ社ノ擔ニ於テ之ヲ為スベシ
- 一一、從來權利關係ヲ有セタル第三者ノ出現シタル場合ハ民政部長官ノ指示スル所ニ違キ之ヲ處理ス當ルベシ
- 一二、民政部長官必要アリト認ムルトキハ本指令ヲ變更シ又ハ取消スコトアルベシ
- 但シ此ノ場合ニ於テ民政部長官ハ其ノ社ノ元以當ニ付經營ノ實際ヲ勘考シ妥當ナル評價ヲ為リ、補償ヲ為スノ外幣ニ補償ノ實ニ任セザルモノトス
- 一三、前各條ノ外委託專業ノ經營ニ當リテハ總テ民政部長官ノ指示スル所ニ依ルベシ

（終）

秘

寫

ポルネオ民政部 第一〇四三九

昭和十八年十二月二十四日

ポルネオ民政部 經濟部長

與南海運株式會社

現地責任者 中村 菊 殿

敬啟「ビトナム工場」中機液修理施設
假委託ニ請スル件

首題ノ件ニ就シテ、ポルネオ民政部 機液第一九〇ノ四四五ヲ以テ貴方
ニ對シ指示有之タル、隨右委託等業ノ經營ニ必要ナル設備ハ左記ノ通ニ
有之候ニ付、御了知ノ上之ガ管理運営ニ付テハ遺憾ナキヲ期セラレ度
尙請設備機液ノ運轉ニ要スル動力ハ將來 東京配電ヲシテ供給セシメ
度ニ意圖ナルモ、並當リポルネオ水産株式會社ノ受託 運管ニ課ル要永

施設ヨリ供給ヲ受ケル事トシ之ガ供給条件ニ付テハ別途指示ヲ為ス
豫定ニ有之

記

(別紙ノ通)

寫 秘

海軍省南方政務部
ボルネオ民政務部
昭和十八年十二月二十一日
四ノ二
シ
ハ
ミ
エ

昭和十八年十二月二十一日

第二 南道艦隊 參謀長
南西方面海軍民政務總監 殿

製水事業經營假委託ニ關スル件

首題ノ件ニ關シボルネオ水産株式會社ニ對シ添付別紙ノ通指令暨交付ノ上急速着手方下命致候余御了知相成度此段及通報候

(別紙 添)

(終)

寫送付先 海軍省南方政務部長

同 兵備局長

第二十二特別根據地隊參謀

ボルネオ民政部各州知事

寫 秘

ボルネオ民政部經機密第一九號ノ四四四

指 令

民政部ニ於テハ民政部假移管ヲ受ケ管理ノモノニ屬スル廠産「元ビ」
「工場」中製水施設ノ經營ヲ貴方ニ假委託スルニ付別紙條項ニ準據シ
之ガ經營ニ當ルベシ

昭和十八年十二月二十四日

ボルネオ民政部長官

ボルネオ水産株式會社
現地責任者 武村 義雄 殿

(別紙)

廠産「元ビーム工場」中製氷施設假委託經營ニ關スル指示事項

- 一、廠産「元ビーム工場」ハボルネオ民政部假委託經營ヲ受ケ管理ノモ
ノニ關ス右中製氷施設ニシテ別途指示スルモノヲ貴方ニ假委託
スルモ右ハ其ノ社ニ對スル特殊權益ノ賦與ニ非ズ其ノ社ニ於テハ
國家ノ代行機關的使命ト榮譽トヲ確認シ誠意之レガ經營ニ從事シ
國家ノ要請ニ應フベシ
- 二、民政部ト連絡ノ上經營ニ關スル責任者ヲ定メ速ニ專業ヲ開始ス
ル措置置スベシ
- 三、其ノ社ニ貸與使用セシムベキ既存施設ニ關シテハ財産目錄ヲ請
製評價ヲ爲シ民政部長官ノ承認ヲ受クルト共ニ爾後財産ノ變動ヲ
明確ナラシメ置クモノトス
- 四、其ノ社ハ民政部長官ノ指示スル所ニ違ヒ製氷ヲ爲スベシ

前項ニ依リ製造ヲ爲シタル氷ノ販賣價格及配給方法ハ民政部長官
ノ定ムル所ニ據ルベシ

- 五、委託專業ノ經營ハ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ爲スベシ
- 六、委託專業經營ニ關シテハ民政部長官之ヲ監督ス、民政部長官必
要アリト認ムルトキハ報告ヲ徴シ又ハ當該官更ラシテ業務ノ狀況
若ハ帳簿書類其ノ他ク物件ヲ検査セシムルコトヲ得
- 七、其ノ社ハ其ノ社ノ他ノ專業經營ト切離シタル特別會計ヲ設定シ
投資及經營ノ收支ヲ常に明確ナラシメ置クベシ
- 八、其ノ社ハ專業經營狀況ニ關シ隨時報告ヲ爲スト共ニ毎期末ニ於
テ速ニ會計報告ヲ爲スベシ尙利益金ノ處分ニ付テハ民政部長官ノ
承認ヲ得ルコトヲ要ス
- 九、其ノ社ハ每期ノ專業計畫、資金計畫、其ノ他ノ重要事項ニ付テ
ハ民政部長官ノ承認ヲ受クベシ

所要資金資材ノ調達其ノ他委託事業經營上必要ナル事項ニ付テハ
民政部ニ於テ可及的斡旋援助ヲ爲スベシ

一〇、新タニ必要トスル施設及土地ニ關スル權利ノ取得ハ其ノ社ノ負
擔ニ於テ之ヲ爲スベシ

一一、從來權利關係ヲ有シタル第三者ノ出現シタル場合ハ民政部長官
ノ指示スル所ニ基キ之ガ處理ニ當ルベシ

一二、民政部長官必要アリト認ムルトキハ本指令ヲ變更シ又ハ取消ス
コトアルベシ

但シ此ノ場合ニ於テ民政部長官ハ其ノ社ノ既投資ニ付經營ノ資額
ヲ勘考シ妥當ナル評價ニ據リ補償ヲ爲スノ外特ニ補償ノ實ニ任ゼ
ザルコトトス

一三、前各號ノ外委託事業ノ經營ニ當リテハ總テ民政部長官ノ指示ス
ル所ニ據ルベシ

秘

寫

ホルネオ民政部經濟部第一號ノ四三八

昭和十八年十二月二十四日

ホルネオ民政部經濟部長

ホルネオ水産株式會社

現地責任者 武村 義雄 殿

敝産「ビーム工場」中製水施設假委託ニ關スル件
通牒

首途ノ件ニ關シテハホルネオ民政部機密第一九號ノ四四四ヲ以テ貴方
ニ對シ指示有之タル處右委託事業ノ經營ニ必要ナル設備ハ左記ノ通ニ
有之候ニ付御了知ノ上之ガ管理運營ニ付テハ遺憾ナキヲ期セラレ度
追テ動力ノ供給ハ差當リ貸與ノ發電機ニ依ルコトトスルモ將來ハ關
東配電株式會社ヨリ供給セシムル意圖ナルヲ以テ其ノ際ハ貸與ノ發
電氣ハ民政部ニ於テ移轉其ノ他適當ノ措置ヲ爲スベキニ付予メ了知

セフレ度
尙與南海運株式會社ノ受託經營ニ係ル機械修理施設ハ動力無之ニ付差
當り賣方ヨリ供給ノコトトシテ供給条件ニ付テハ別途指示ヲ爲ス豫定
ニ有之

記